

協議第4号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 中島郡祖父江町及び中島郡平和町の農業委員会は、稲沢市の農業委員会に統合するものとする。
- 2 中島郡祖父江町及び中島郡平和町の農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、稲沢市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き稲沢市の農業委員会の委員として在任するものとする。

平成15年11月5日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会
会 長 服 部 幸 道